



屋台・車で営業する方へ

このような営業をするときには、許可がいります

- ・ 飲食店営業・・・たこ焼き、お好み焼き、やきそば、焼き鳥、クレープ
鯛焼き、回転焼き、ソフトクリーム、カキ氷、飲み物の注ぎ分けなど
- ・ 魚介類販売業

* 屋台や車では取扱いできない食品があります



このような設備が必要です

- ・ 雨風等を防ぐ設備・・・車やテント、屋台など。ただし、両横、後ろ、天井の三方が囲われていること
- ・ 水の設備・・・蛇口つき水タンク（おおむね40L、80L） 使用した水を溜めるバケツ
- ・ 手洗い設備・・・せっけん、タオル、消毒薬
- ・ 保冷設備・・・クーラーボックスなどに温度計を入れたもの
- ・ 保管設備・・・持帰りの容器を清潔に保管できるもの
- ・ 調理器具・・・それぞれ必要なもの
- ・ 廃棄物の処理・・・蓋付きのゴミ箱



申請時に必要なもの

- ・ 手数料・・・ 飲食店営業：17,000円
魚介類販売業：10,500円
- ・ その他・・・食品衛生責任者の資格を証する書類（講習会修了証書、プレート等）
- ・ 設備一式・・・使用する設備一式を持って来てください。

（車で営業する方は使用する車でお越しください）

【問合せ先】

〒710-0834 倉敷市笹沖 170
倉敷市保健所生活衛生課 食品衛生係
電話番号 (086)434-9826 (直通)
Fax番号 (086)434-9833